【2026.2.17定例資料】

2026年4月1日～
「子ども・子育て支援金」の
天引き開始について

制度概要

■子ども・子育て支援金（いわゆる「独身税」）とは？？

・2026年4月から始まる制度

・公的医療保険料に上乗せして徴収される（税金ではなく、社会保険料の一部という位置付け）

・健康保険や国民健康保険など、公的医療保険に加入しているすべての人が対象

→つまり、会社員・公務員・自営業者など立場に関係なく、広く負担する仕組み

■なぜ独身税といわれるのか？

・子どもがいない人も保険料を負担するため

・独身者も対象になることから、「不公平ではないか」という声もある

・独身者だけが負担する制度ではなく、既婚者や子どもがいる世帯も含め、医療保険加入者全体が負担する

■少子化対策としての位置付けは？

・日本では少子化と人口減少が深刻な社会問題

・将来の社会保障制度や労働力確保に大きな影響が懸念されている

→子育て支援を強化するための安定財源として導入。年間約1兆円規模の財源を確保する見込み。

国としては、「未来世代を社会全体で支えるための仕組み」という位置付けになっている。

■子ども・子育て支援金の具体的な使途

児童手当の拡充、妊婦支援給付/出産後休業支援給付/育児時短就業給付

こども誰でも通園制度、国民年金保険料の免除措置（子育て世帯）

徴収について

■ 開始時期

2026年4月分保険料（5月納付分）より健康保険料・介護保険料と合わせて徴収

※任意継続被保険者、特例退職被保険者は2026年4月納付分から徴収。

※支援金は健康保険料等とは完全に区分されており、少子化対策以外には一切使われない

■ 金額

標準報酬月額 × 支援金率※ ＝ 毎月の支援金額

※被用者保険（協会けんぽ・健康保険組合・共済組合）の2026年度の料率は0.23%

※労使折半になるので、本人負担は0.115%

※支援金率は、2026年度から2028年度にかけて0.4%程度まで段階的に上がる見込み

■国民健康保険/後期高齢者医療制度の方

6月～7月に納入通知書が送付され、具体的な支援金額や徴収開始時期が通知される予定

Q&A

Q1,「子ども・子育て拠出金」と「子ども・子育て支援金」は何が違いますか？

A1,「子ども・子育て拠出金」と「子ども・子育て支援金」は別の制度です。「子ども・子育て拠出金」は、会社（事業主）のみが負担するもので、主に児童手当など従来からの子育て支援の財源に充てられています。厚生年金とあわせて納付されるもので、従業員の給与から控除されるものではありません。一方、「子ども・子育て支援金」は、2026年4月開始の新制度で、公的医療保険の加入者全員が負担します。医療保険料に上乗せして徴収され、少子化対策強化のための新たな支援策に充てられます。なお、支援金が始まっても、拠出金がなくなるわけではなく、両制度は並行して存在します。

Q2,企業の従業員について、給料だけじゃなくてボーナスからも徴収されますか？

A2,ボーナスからも支援金を拠出いただきます。これは、健康保険制度や厚生年金保険制度と同様です。

Q3,企業の従業員について、育児休業中は支援金が免除されますか？

A3,医療保険料や厚生年金保険料と同様に支援金も免除されます。

Q4,「子ども・子育て支援金」を社会保険料額の内訳として給与明細書に書くことは義務ですか？

A4,法令上の義務ではないことから、給与明細で健康保険料等とは分けて表示することは必須とはなっていません。ただし、こども家庭庁では、子ども・子育て支援金制度が社会全体でこどもや子育て世帯を応援する趣旨であることを踏まえて、給与明細にその内訳を記載する取組みについて理解・協力をお願いしています。

令和8年3月分（4月納付分）からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率：令和8年3月分～適用
・介護保険料率：令和8年3月分～適用
・厚生年金保険料率：平成29年9月分～適用
・子ども・子育て拠出金率：令和2年4月分～適用
・子ども・子育て支援金率：令和8年4月分（5月納付分）～適用

（愛知支部）　（単位：円）

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料・介護保険料				子ども・子育て支援金		厚生年金保険料（厚生年金基金加入員を除く）	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		令和8年4月分（5月納付分）から納付いただきます		一般、坑内員・船員	
等級	月額			9.93%		11.55%		0.23%		18.300%※	
				全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
		円以上	円未満								
1	58,000	～	63,000	5,759.4	2,879.7	6,699.0	3,349.5	133.4	66.7		
2	68,000	63,000	～ 73,000	6,752.4	3,376.2	7,854.0	3,927.0	156.4	78.2		
3	78,000	73,000	～ 83,000	7,745.4	3,872.7	9,009.0	4,504.5	179.4	89.7		
4(1)	88,000	83,000	～ 93,000	8,738.4	4,369.2	10,164.0	5,082.0	202.4	101.2	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	～ 101,000	9,731.4	4,865.7	11,319.0	5,659.5	225.4	112.7	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	～ 107,000	10,327.2	5,163.6	12,012.0	6,006.0	239.2	119.6	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	～ 114,000	10,923.0	5,461.5	12,705.0	6,352.5	253.0	126.5	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	～ 122,000	11,717.4	5,858.7	13,629.0	6,814.5	271.4	135.7	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	～ 130,000	12,511.8	6,255.9	14,553.0	7,276.5	289.8	144.9	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	～ 138,000	13,306.2	6,653.1	15,477.0	7,738.5	308.2	154.1	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	～ 146,000	14,100.6	7,050.3	16,401.0	8,200.5	326.6	163.3	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	～ 155,000	14,895.0	7,447.5	17,325.0	8,662.5	345.0	172.5	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	～ 165,000	15,888.0	7,944.0	18,480.0	9,240.0	368.0	184.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	～ 175,000	16,881.0	8,440.5	19,635.0	9,817.5	391.0	195.5	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000	～ 185,000	17,874.0	8,937.0	20,790.0	10,395.0	414.0	207.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000	～ 195,000	18,867.0	9,433.5	21,945.0	10,972.5	437.0	218.5	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000	～ 210,000	19,860.0	9,930.0	23,100.0	11,550.0	460.0	230.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000	～ 230,000	21,846.0	10,923.0	25,410.0	12,705.0	506.0	253.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000	～ 250,000	23,832.0	11,916.0	27,720.0	13,860.0	552.0	276.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000	～ 270,000	25,818.0	12,909.0	30,030.0	15,015.0	598.0	299.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000	～ 290,000	27,804.0	13,902.0	32,340.0	16,170.0	644.0	322.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000	～ 310,000	29,790.0	14,895.0	34,650.0	17,325.0	690.0	345.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000	～ 330,000	31,776.0	15,888.0	36,960.0	18,480.0	736.0	368.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000	～ 350,000	33,762.0	16,881.0	39,270.0	19,635.0	782.0	391.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000	～ 370,000	35,748.0	17,874.0	41,580.0	20,790.0	828.0	414.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	370,000	～ 395,000	37,734.0	18,867.0	43,890.0	21,945.0	874.0	437.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	395,000	～ 425,000	40,713.0	20,356.5	47,355.0	23,677.5	943.0	471.5	75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	425,000	～ 455,000	43,692.0	21,846.0	50,820.0	25,410.0	1,012.0	506.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	455,000	～ 485,000	46,671.0	23,335.5	54,285.0	27,142.5	1,081.0	540.5	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	485,000	～ 515,000	49,650.0	24,825.0	57,750.0	28,875.0	1,150.0	575.0	91,500.00	45,750.00

https://www.kyoukaikenpo.or.jp/~/media/Files/shared/hokenryouritu/r8/ippan/23aichi.pdf